

社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会共同募金配分金助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、安曇野市内で活動している団体を対象に「支えあい誰もが安心して暮らせる福祉のまち」の実現に向け、地域課題や生活課題に対応する先駆的・開拓的な事業及び、地域の支えあい活動の継続的・増進的な事業に対し、社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会（以下「法人」という。）が予算の範囲内で助成を行う。

(対象団体)

第2条 安曇野市内に拠点を置き市内において地域福祉を目的とする事業を行う民間団体で、次のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 福祉団体（福祉活動を主目的とする団体）
- (2) ボランティア団体又は市民活動団体（住民主体による非営利活動団体）
- (3) 小地域支援活動を行う団体（ご近所同士の助けあいの活動〈居場所づくり活動・見守り活動等〉）
- (4) 活動の目的あるいは内容を同じくする団体で構成する連携組織（会則等により組織及び運営に関する事項を定めている連携組織）
- (5) その他、法人会長（以下「会長」という。）が特に必要と認めた団体

(対象事業及び対象経費)

第3条 助成対象事業及び対象経費は、別表に定める。

(助成額)

第4条 団体への助成額は、1団体1事業10万円を上限とする。

2 前項の助成額は、第2条第4号に掲げる組織においては、構成する各団体に適用する。

(助成申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする団体（以下「対象団体」という。）は、会長が別に定める申請期限までに共同募金配分金助成事業申請書（様式第1号）及び共同募金配分金助成事業収支予算書（様式第2号）に次の書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 前年度事業報告及び収支決算書
- (2) 当該年度事業計画及び収支予算書
- (3) 当該事業助成に関わる関係書類（パンフレット、見積書等）
- (4) その他会長が必要と認める書類

2 第2条第4号に掲げる組織においては、前項に掲げる申請書及び予算書に構成する対象団体の同項第2号から第4号の書類を添えるものとする。

(審査及び決定)

第6条 会長は、対象団体によるプレゼンテーション及び書類審査を実施し、安曇野市共同募金委員会審査委員会において助成金交付の可否及び助成額を決定する。

- 2 会長は、前項の決定後、対象団体に共同募金配分金助成事業交付決定（却下）通知書（様式第3号）により通知するものとする。
- 3 第2条第4号に掲げる組織においては、組織の代表者あるいは代表する団体がプレゼンテーションに参加するものとする。

（助成金の交付）

第7条 交付決定を受けた対象団体は、助成の交付を受けようとするときは、共同募金配分金助成事業交付請求書（様式第4号）を会長に提出するものとする。

（申請事項の変更）

第8条 交付決定を受けた対象団体は、決定後に、申請した事業計画について重要な変更をしようとするときは、あらかじめ共同募金配分金助成事業変更申請書（様式第7号）を会長に提出し承認を得なければならない。

- 2 会長は前項の申請があったときは、その内容を審査し、変更を承認したときは共同募金配分金助成事業変更決定通知書（様式第9号）により対象団体に通知するものとする。

（事業報告）

第9条 助成を受けた対象団体は、当該事業終了後1ヶ月以内に共同募金配分金助成事業報告書（様式第5号）に共同募金配分金助成事業収支決算書（様式第6号）及び事業にかかる関係書類（写真等）を添えて、会長に提出するものとする。

- 2 第2条第4号に掲げる組織においては、前項に掲げる事業報告書及び収支決算書に構成する対象団体の事業報告書及び収支決算書を添えるものとする。

（助成金の返還）

第10条 助成を受けた対象団体で次のいずれかに該当するときは、共同募金配分金助成事業返還申請書（様式第8号）により助成金の交付の決定の全部または一部を取り消し、返還を求めることができる。

- (1) 申請内容と著しく異なった事業を実施したとき。
- (2) 助成金を指定された事業以外に使用したとき。
- (3) 繰越金が生じたとき。
- (4) その他、会長が助成金の交付が適当でないと認めたとき。

（その他）

第11条 助成を受ける対象団体は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 当該事業実施の際には、共同募金配分金事業であることを明示すること。
- (2) 本会広報紙等による情報公開に応じられること。

附 則

この要綱は、令和3年11月11日から施行する。

この要綱は、令和4年12月2日から施行する。